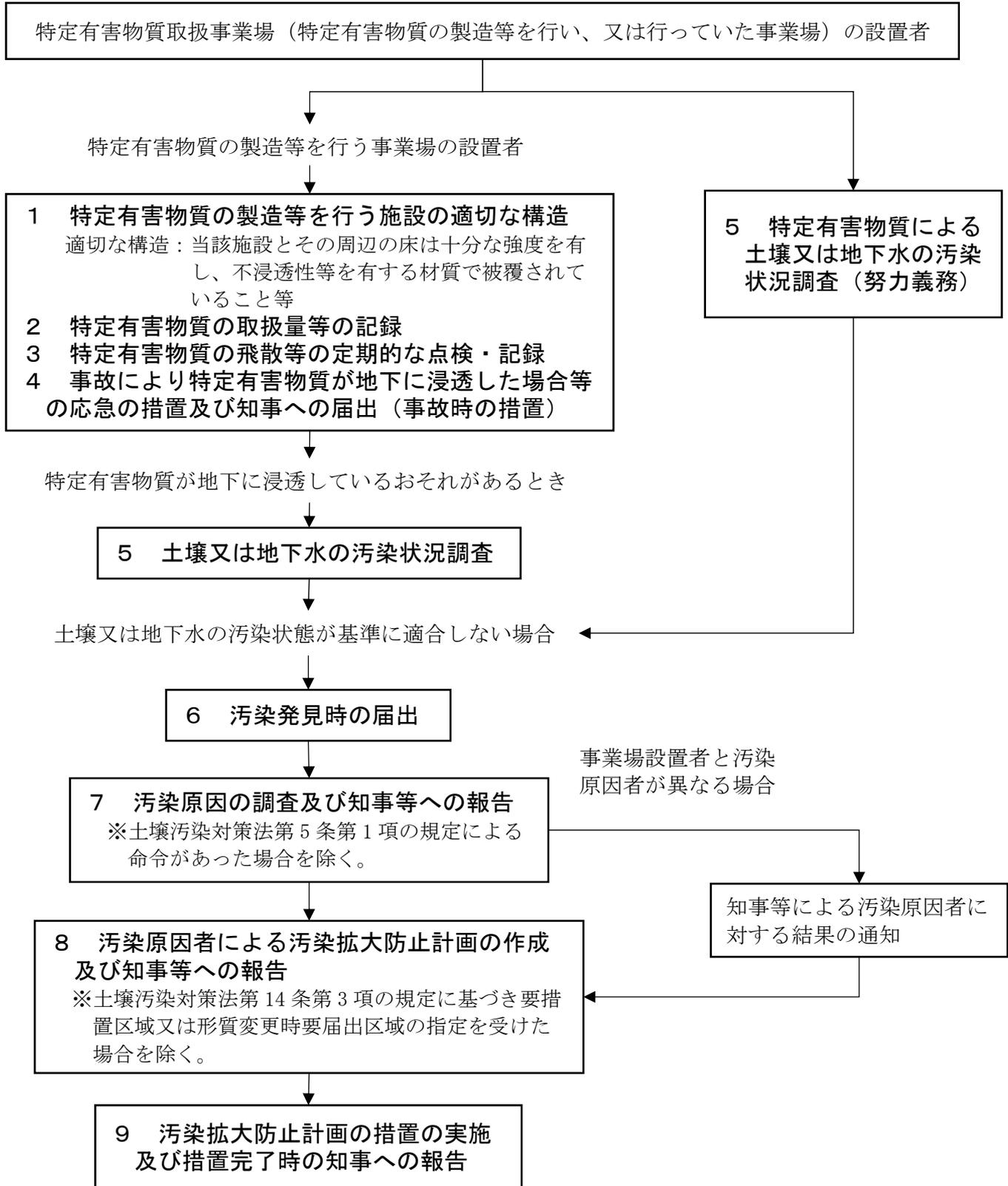


特定有害物質取扱事業場に関する規定



※法律や条例に規定される土壌・地下水汚染対策に係る措置等を行った場合、当該措置等の記録を作成するとともに、土地所有者に引き継ぐことが必要です。

※様式の定められている届出書等（6～9）を提出する場合は、正本とその写し1部（計2部）を提出することが必要です。

1 特定有害物質の製造等を行う施設の構造について（条例第 45 条、規則第 32 条）

特定有害物質の製造等を行う施設においては、漏洩等のおそれがあるため、その施設の構造に関して次の基準（①～③）を遵守するように努めなければなりません。

- ①特定有害物質の製造等を行う施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等の十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆されていること。
- ②特定有害物質の製造等を行う施設から特定有害物質を含む薬液等が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤等を設置し、かつ、その容量を十分に確保すること。
- ③特定有害物質の製造等を行う施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができるものとする。

2 特定有害物質の取扱量等の記録について（条例第 46 条、規則第 33 条）

土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の未然防止及び早期発見を図るため、特定有害物質の取扱量等（①～④）を記録しなければなりません（記録の際の様式は定めていません）。

取扱量等を記録することにより、特定有害物質の漏洩等を早期に発見することができ、汚染が発見されたときの汚染状況の調査及び汚染原因の調査に必要な情報となるため、特定有害物質の製造等の状況に応じて、頻度等（毎日製造等をする場合には1回/日等）を定めて実施してください。

- ①特定有害物質の製造等を行う施設の名称、設置場所及び使用期間
- ②製造等を行う特定有害物質の種類及び量
- ③特定有害物質の製造等を行う施設における作業を含む工程
- ④特定有害物質の排出及び廃棄の方法

3 特定有害物質の飛散等の定期的な点検及び記録について（条例第 47 条第 1 項）

土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の未然防止及び早期発見を図るため、特定有害物質の製造等の状況に応じて、頻度等を定めて、特定有害物質の貯蔵施設や配管の亀裂の有無といった目視等による日常点検を定期的（毎日製造等をする場合には1回/日等）に行い、その結果を記録しなければなりません（記録の際の様式は定めていません）。

4 事故時の措置について（条例第 48 条）

施設の破損等の事故が発生し、特定有害物質が地下に浸透したことによって、人の健康に係る被害を生じるおそれがあるときに、応急の措置を講じるとともに、その事故の状況や講じた措置の概要を知事等に届け出なければなりません（届出の様式は定めていません）。

措置を講じていない場合には、知事等が措置を講じることが命令できることとなり、その命令に違反した場合には罰則が適用されます。

なお、水質汚濁防止法の特定事業場については、既に同様の規定が水質汚濁防止法第 14 条の 2 で定められていることから、条例の規定は適用されません。

5 土壌又は地下水の汚染状況調査について（条例第 47 条第 2 項、第 49 条、規則第 34 条）

特定有害物質の製造等を行う工場等の設置者は、上記 2 及び 3 の記録等から特定有害物質が漏洩等している可能性があり、特定有害物質が地下に浸透しているおそれがある場合には、汚染の状況を確認するため、浸透していると考えられる場所やその周辺の土壌又は地下水を調査しなければなりません。

なお、特定有害物質の製造等を行う工場等の設置者や行っていた工場等の設置者は、土壌又は地下水の汚染のリスクがあると考えられることから、土壌又は地下水の汚染状況の把握に努めなければなりません。

<土壌又は地下水の汚染の状況の調査方法について>

調査は【地点選定→試料の採取→採取した試料の測定】の流れで行います。地点選定及び試料の採取については特に定めておらず、それぞれの工場等の状況により、適宜行うこととなります。なお、採取した試料の測定は、定められた方法により行うこととなります。

これらの調査について、条例では、調査を委託する場合の委託先を特に指定はしていませんが、試料の測定については、計量法の規定により、計量法第 107 条の登録を受けた者に委託することとなります。

なお、土壌については、特定有害物質ごとに大きく 3 つに分けて、測定する方法が決められています。

①第一種特定有害物質（トリクロロエチレン、ベンゼン等）

土壌ガス測定又は土壌溶出量測定

※土壌ガス測定で特定有害物質が検出された場合には、土壌溶出量測定を行うこと。

②第二種特定有害物質（鉛、六価クロム、カドミウム等）

土壌溶出量測定及び土壌含有量測定

③第三種特定有害物質（シマジン、有機りん化合物等）

土壌溶出量測定

6 汚染発見時の届出について（条例第 50 条、規則第 35 条、第 36 条）

上記 5 の調査により、その測定結果がそれぞれの基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準）を超過していた場合は、速やかに知事等に報告しなければなりません（報告様式：第 10 号様式（汚染発見届出書））。

7 汚染原因の調査及び知事等への報告について（条例第 57 条第 1 項、第 4 項、規則第 49 条）

汚染を発見した場合には、上記 6 の汚染発見時の届出を行うとともに、その汚染原因について、次のとおり土地の利用の履歴等の調査を行い、その結果を知事等に報告しなければなりません（第 16 号様式：汚染原因調査結果報告書）。

なお、土壌汚染対策法第 5 条第 1 項の規定による命令を受けた場合は汚染原因の調査及び知事等への報告義務はありません。

この報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合には、知事等は報告を行うよう勧告ができ、勧告に従わなかった場合には公表することができます。

- ①土地の利用の履歴
- ②特定有害物質等（特定有害物質・特定有害物質を含む固体又は液体）の取扱いを行い、又は行っていた施設の名称、設置場所及び使用期間
- ③取扱いを行い、又は行っていた特定有害物質等の種類及び量
- ④特定有害物質等の取扱いを行い、又は行っていた施設における作業を含む工程
- ⑤特定有害物質等の排出及び廃棄の方法
- ⑥特定有害物質等に係る事故に関する記録
- ⑦その他汚染の原因を推定するために有効な情報

<報告期限>

上記6の汚染発見時の届出をした日から30日以内

8 汚染原因者による汚染拡大防止計画の作成及び知事等への提出について（条例第58条、第59条第1項、規則第50条、第50条の2）

上記7の汚染原因の調査を行ったのち、汚染原因者は汚染拡大防止計画を作成（土壌の汚染については、定められた措置の方法に基づき計画を作成）し、知事等へ提出しなければなりません（第17号様式：汚染拡大防止計画書）。

なお、土壌汚染対策法第14条第3項の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を受けた場合は提出の義務はありません。

この計画を提出しない場合には、知事等は提出するよう勧告ができ、勧告に従わなかった場合には公表することができます。

また、汚染原因の調査を行った者と、汚染原因者が異なる場合には、知事等が汚染原因者にその汚染原因の調査の結果を通知することとなっており、その通知により汚染原因者は汚染拡大防止計画の作成等をしなければならないことを知ることとなります。

<報告期限>

上記7の汚染原因の報告をした日（汚染原因の調査を行った者と汚染原因者が異なる場合は、知事等から汚染原因の調査結果の通知を受けた日）から60日以内

（一度提出した汚染拡大防止計画を変更した場合は、変更した汚染拡大防止計画の措置を実施する日まで）

9 汚染原因者による汚染拡大防止計画の措置の実施及び措置完了時の知事等への報告について（条例第59条第2項、第3項、規則第51条）

汚染原因者は汚染拡大防止計画に記載した措置を実施するとともに、その措置が完了した場合には知事等へ報告しなければなりません（第18号様式：汚染拡大防止措置完了報告書）。

措置を実施しない場合には、知事等は措置を実施するよう勧告ができ、勧告に従わなかった場合には公表することができます。